

(仮称)川西市こども・若者参加条例(案)要綱に係る
市議会意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	【P.1】 前文	前文のこども・わか者のメッセージについて、こども・若者たちのメッセージを尊重してというところは理解しますが、前文ではひらがなのところが条文のところでは漢字となっているため、条例としては統一をした方がよいのではないかと思います。	条例(案)要綱を作成するにあたっては、おとなだけで作成するのではなく、当事者であるこども・若者の意見を聴きながら一緒に作成するという基本的な考えのもと、取り組みを進めてきました。 おとなの委員による「(仮称)こども参加条例検討部会」だけでなく、9歳から29歳までのこども・若者を対象とする「こども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、約50名のこども・若者が意見表明や条例について検討してきました。こども・若者の意見の集大成として、こども・若者のメッセージを前文に位置付けています。 こうした策定までのプロセスを大切にしたいと考えていることから、前文のこども・若者のメッセージについては小学校3年生までに使う漢字のみを使用しています。 フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから、ひらがな表記としています。今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。
2	【P.1】 前文	前文のこども・わか者のメッセージの大切にしてほしい6つの気持ち3つ目について、他の5つは市の決意のところではそれを保障したり担保したりしている記載があるのですが、3つ目ところは市の決意ではなく、第4条の3の「表明したことによる不当な不利益を受けない」という部分しかないのではないかと思います。他に保障や担保している部分があればご教示ください。	ご意見の部分については、第12条の5項が該当し、安心して意見を表明できる環境整備の中に含まれています。
3	【P.1】 前文 【P.5】 第11条 保護者への支援	保護者はこどもの一番近くにいる存在であり、身近でサポートしていく立場であるという観点からいきますと、保護者に協力していただくことは必須であると思います。市から保護者へのお願いやメッセージについて、前文の市の決意に記載をすることは非常に重要な観点ではないかと思います。	(仮称)川西市こども・若者参加条例(案)要綱は、こども・若者の意見表明権を保障し、その意見が尊重され、こども・若者にとって最善の利益が図られるまちの実現をめざしていくものであり、その趣旨を前文に市の決意として記載しています。 ご意見の保護者への支援につきましては重要な視点であると考えています。第11条において、市や育ち学ぶ施設、団体、市民等が保護者への支援を行っていくことを規定しており、今後の周知啓発の中で保護者への支援についても広く伝えていきます。
4	【P.1】 前文 【P.5】 第11条 保護者への支援	こども・若者が真ん中という趣旨は理解しますが、身近にいる保護者がこどもと一緒に考えていくというプロセスの中で、保護者へ支援をお願いしていくことは非常に重要だと考えています。保護者なくしてこの条例(案)要綱が継続していくことは難しいと感じておりまして、保護者へのサポートや支援についての市のメッセージがあればよいのではないかと思います。	

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
5	【P.1】 前文	前文のこども・わか者のメッセージについて、ひらがなを交えたこのような形で条例にあえて記載する必要があるのでしょうか。こども・若者からこういったメッセージや意見があったということを普通に書けばよいのに、なぜこのようなパフォーマンス的な表現となっているのか疑問に思いますし、そう感じる市民の方もいると思いますので、少し検討いただいた方がよいのではないかと思います。	条例(案)要綱を作成するにあたっては、おとなだけで作成するのではなく、当事者であるこども・若者の意見を聴きながら一緒に作成するという基本的な考えのもと、取り組みを進めてきました。 おとなの委員による「(仮称)こども参加条例検討部会」だけでなく、9歳から29歳までのこども・若者を対象とする「こども・若者による意見表明の条例検討部会」を立ち上げ、約50名のこども・若者が意見表明や条例について検討してきました。こども・若者の意見の集大成として、こども・若者のメッセージを前文に位置付けています。 こうした策定までのプロセスを大切にしたいと考えていることから、前文のこども・若者のメッセージについては小学校3年生までに使う漢字のみを使用しています。 フリガナ表記については、条例の形式上のルールにより不適切であることから、ひらがな表記としています。今後、条例(案)要綱の周知に際し、パンフレット等を作成する予定としておりますので、ご意見を参考にさせていただきます。
6	【P.2】 第1条 目的	保護者や市民がこの条例に基づいた取り組みをすることで、こども・若者が幸せになって、みんなが幸せになるといったことが分かる文章があった方がよいと思う。第1条の目的のところにそういった内容の記載はありますが、他のところにも記載いただければと思います。	条例(案)要綱の目的や趣旨につきましては、パンフレットの作成やその他周知啓発を行っていく中で、広く市民のみなさまに伝わるよう工夫していきます。
7	【P.2】 第2条 定義	第2条の定義について、(1)こどもと(2)若者のいずれにも、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」が入っており、(1)は18歳未満の全ての者という記載にし、(2)で「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」記載をした方がわかりやすいのではないのでしょうか。	「こども」の記載内容を「18歳未満の全ての者」とした場合、18歳となった時点で「若者」と規定されることから、例えば同じ高校生であってもこどもと若者が混在することが生じます。若者の定義についても、さまざまな事情や困難を有するなどの理由により、明確に年齢のみで区切ることが適切でない場合が想定されるため、このような記載としています。
8	【P.2】 第2条 定義	第2条の定義の(13)こども・若者施策について、どのような施策が対象となるのか、その範囲などは決めているのでしょうか。	こども・若者施策については、母子保健、子育て支援、教育保育、児童虐待防止、若者支援、その他の幅広い施策が対象となっていくと想定をしていますが、現時点では、明確に対象や範囲を限定するものではありません。今後、条例に基づいた取り組みを進めていく中で、各担当部署と協議をしながら検討していきます。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
9	【P.2】 第2条 定義	第2条の(11)団体について、括弧書きの最後の句読点は不要ではないでしょうか。	ご意見の句読点については、条例の形式上のルールとして必要なものとなっています。
10	【P.2】 第2条 定義	条例の対象年齢は29歳までとなっていますが、こども・若者未来計画では39歳までとなっており、互いに関連するものだと思いますので、その整合性はどのようにお考えでしょうか。	こども・若者未来計画では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を対象とすることから、対象年齢を39歳までとしています。 条例(案)要綱においても、30歳以上であっても困難を有する若者等については対象とすることとしており、条例と計画の整合性は図られているものと考えています。
11	【P.3】 第3条 基本理念	第3条基本理念の(2)にて、「全てのこども・若者は虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られ」とあり、守られるというのは当然であり重要なことだと思いますが、守られない場合の理念というのも大事だと思います。市の決意などを記載するのであれば、もし守られない場合の対応というのも、決意表明しても良いのではないかと思います。	虐待や体罰、いじめ等によりこども・若者の権利が脅かされたりした場合などは、川西市子ども的人権オンブズパーソン条例に基づいた相談や救済の申立てをすることができることを第20条に規定しています。
12	【P.3】 第3条 基本理念	第3条基本理念の(2)の3行目、「自然」とありますがこれはどのようなものでしょうか。スポーツや芸術などは理解できるのですが、「自然」だけではどのようなものか理解するのが難しいのではないかと思いますので、表現を検討していただきたいです。	「自然」は一般的には、人間の手が加わっていない物や状態を意味しますが、条例(案)要綱では山や川、里山などに関わる自然体験、自然活動のほか自然に関する学習などを想定しています。自然に関わる体験や学習を含む包括的な概念として使用しており、幅広い活動を想定しているため、記載の表現のままとします。
13	【P.4】 第7条 育ち学ぶ施設の役割 第8条 保護者の役割 第9条 団体の役割	育ち学ぶ施設や保護者、団体などに対して、条例に基づいた取り組みを求めるだけではなく、市がしっかりと支援していくといった言葉があった方がよいと思います。	こども・若者の意見表明権を保障するためには、育ち学ぶ施設や保護者、団体などそれぞれが自らの役割を果たしていくことが重要です。条文として記載するものではありませんが、市としましては、それぞれがその役割を果たすために必要な支援や周知などの取り組みを行っていきます。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
14	【P.5】 第11条 保護者への支援	保護者への支援について、保護者がその役割を果たすことに困難を有する保護者を支援するということも記載されており、とても大事だと思っていますので、今後具体的な取り組みを進めて行く際には、条例(案)要綱に記載されている内容をしっかりと網羅できるように進めていただきたいと思います。	保護者の支援は、市の関係部署、学校園所をはじめとした育ち学ぶ施設、団体等が連携協力することが重要であると認識しています。今後においても、関係機関等と連携を図りながら保護者の支援に取り組めます。
15	【P.5】 第12条 子ども・若者施策 等に関するこども・若者の意見の 聴取及び反映	こども・若者に意見表明をしてもらおうと思うと、意見表明をしてほしい内容についてまず知ってもらう必要があり、内容がわからないこども・若者や声を聴かれにくい状況にあるこども・若者に対して、市がしっかりと配慮して環境を整備していくことがとても大事であると思います。	第12条2項に記載のとおり、こども・若者が意見を表明するための前提となる情報を確実に受け取ることができるよう取り組みます。その際には、こども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、わかりやすい表現を使用していきます。また、声を聴かれにくい状況にあるこども・若者に対しては、第13条に基づき、その意思をくみ取り、かつ必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努めます。
16	【P.5】 第12条 子ども・若者施策 等に関するこども・若者の意見の 聴取及び反映	対話の中で直接意見を聴くなどさまざまな方法があるかと思いますが、そういった方法も駆使し、一方通行の情報発信ではなく双方向でしていただくのが良いと思います。意見をしっかりと受け止めてもらえたことは、こども・若者の自己肯定感にも繋がると思いますので、意見を聴いただけで終わってしまったり、形式的な意見聴取となることがないように工夫をしてほしいと思います。	こども・若者が安心して意見を表明することができる環境をつくり、対話を通じて意見を聴く場づくりに取り組むことをはじめ、こども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、さまざまな意見聴取の手法を取り入れるよう努めます。
17	【P.5】 第12条 子ども・若者施策 等に関するこども・若者の意見の 聴取及び反映	第12条こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映について、価値観を事前にこども・若者に押しつけてしまうと意見もねじ曲がってしまうおそれがあるため、市として意見を聴く上で、価値観を押しつけないといったことが大事ではないかと思っています。	おとなの考えや意見だけでこども・若者施策等に関することを決めるのではなく、こども・若者から意見を聴き、対話をしながら決定することが、こども・若者の幸せにつながると考えています。おとなの意見を押しつけることなどが無いよう、職員研修等を通じて、こども・若者が安心して自由に意見を表明できる場や環境を整備していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
18	【P.5】 第12条 こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映	第12条こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映について、こども・若者の意見をどのように反映させていくのかというプロセスの透明性は明文化されていないと思いますが、議論などはされたのでしょうか。	検討にあたっては、学識経験者や社会福祉協議会、子育て支援団体、困難を有する若者の支援団体の方などで構成する条例検討部会を設置し、意見聴取の方法や反映についても審議していただきました。 ご意見のとおり、意見を聴取する際には、聴取した意見を反映するプロセスについて、説明する必要があると考えています。
19	【P.5】 第12条 こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映	第12条こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映にて、市は秘密は守るということを示した方が良いと思うので1度検討いただけたらと思います。	ご意見の「市は秘密を守る」ことについては、第12条の5項が該当し、安心して意見を表明できる環境整備の中に含まれています。「こども・若者による意見表明の条例検討部会」においても、秘密を守るとは市と参加者全員の共通ルールとして進めてきました。今後、条例に基づいた取り組みを進める上では、運用のガイドライン等で明示していきます。
20	【P.5】 第12条 こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映	こども・若者から意見を聴くだけでなく、聴いて協議をして、どうしていくのかを一緒に考えるというプロセスがこども・若者にとって大切だと思いますので、そういった仕組みをつくっていただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、こども・若者が多様な意見に触れ、対話をして、一緒に考えるというプロセスを仕組みとして実施できるよう取り組んでいきたいと考えています。
21	【P.5】 第12条 こども・若者施策等に関するこども・若者の意見の聴取及び反映	どの施策がこども・若者に関係するもので、こども・若者の意見を聴くのはこの施策だということを大人が判断して決めるのではなく、当事者であるこども・若者から意見を聴いて決めるといった姿勢を市として持ってもらいたいと思います。	ご意見のとおり、市が設定するテーマに限定するのではなく、当事者であるこども・若者からテーマについて意見を聴くという取り組みも重要であると考えています。 なお、第12条の7項では、随時意見を聴取する窓口を明確にすることを規定しており、市としてはこども・若者から常に意見を聴く姿勢を示していきたいと考えています。
22	【P.6】 第15条 人材育成	第15条人材育成について、どのようなイメージかを教えていただけないでしょうか。	「こども・若者による意見表明の条例検討部会」では、市の若手職員が各グループのファシリテーターとして参加し、こども・若者が安心して意見を言える場づくりに取り組みました。今後においても、市職員を対象に専門家による研修やこども・若者の意見聴取や参加の場に関わる機会を通じて、人材育成に取り組んでいきたいと考えています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
23	【P.6】 第16条 周知啓発	市外の学校などに通っているこどもへの対応や多言語への対応、年齢や発達段階に応じた情報発信についての市のお考えをお聞かせください。	市外の学校などに通っているこどもに対しては、市広報誌や市ホームページに加え、市の公式SNS等も活用して情報発信をしていきます。多言語への対応につきましては、自動翻訳ツール等を活用し取り組んでいきます。条例(案)要綱制定にあたり実施した支援者等へのヒアリングにより、年齢や発達段階に加え個別の状況に応じた配慮が必要であることが分かりましたので、こども・若者の状況を勘案し、情報の伝え方、わかりやすい表現や資料、意思のくみ取り方等を工夫していきます。
24	【P.6】 第16条 周知啓発	条例の周知啓発について、どのようなことを検討されているのでしょうか。	市広報誌での特集記事やパンフレットの配布、市ホームページへの掲載をはじめ、市公式SNS等を通じて広く市民へ周知していく予定としています。
25	【P.6】 第19条 評価と検証	条例の評価検証だけではなく、継続してこどもの権利などの実態調査をし、その報告をしていく必要があると思います。条例を実効性のあるものにするためには、市民のみなさまに条例が大事だと思って理解をいただき、こども・若者から評価をしてもらい、そしてそれを公表するといったきっちとしたシステムが必要だと思いますが、いかがでしょうか。	ご意見のとおり、子ども・若者未来会議における評価検証にあたっては、当事者であるこども・若者の視点で評価をして公表をしていくことが大切であると考えています。こどもの権利などの実態調査を継続的に実施することについては、現時点では予定しておりませんが、条例に基づいた取り組みを市民へ広く周知するとともに、より多くの市民のみなさまが条例への理解を深められるよう周知啓発していきます。
26	【P.6】 第19条 評価と検証	子ども・若者未来会議にて、条例の評価や検証を行っていくということですが、会議ではさまざまなことを審議されているかと思うので、それだけで十分だとお考えでしょうか。	子ども・若者未来会議は、学識経験者や事業従事者、未就学児や小学生の保護者、若者などで構成しており、それぞれの立場からご意見を賜り、審議をしていただくものです。同会議は、こどもや若者に関する政策を総合的に管轄するものであり、条例の評価検証についても同会議において一体的に行うことが最も適切であると考えています。
27	【P.6】 第19条 評価と検証	施策の実施状況の評価と検証は非常に重要だと思っていますので、評価及び検証についてより具体的な内容の記載を期待していることと、公表の方法やあり方についてもしっかりと記載していただきたいと思っています。	施策の実施状況の評価と検証は重要であると認識しています。条文として詳細を記載するものではありませんが、子ども・若者未来会議において学識経験者や事業従事者、未就学児や小学生の保護者、若者などそれぞれの立場から評価検証していただき、公表のあり方などについても同会議の意見を踏まえて実施していきたいと考えています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
28	概要版パンフレット（全体）	概要版パンフレット5ページの団体の括弧書きの最後がひらがなの「など」になっていますが、7ページのその他の取り組みの市の公募では「等」でふりがなが「とう」となっています。何か使い分けている意図があればよいのですが、ないようならば統一をした方がよいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、名詞に含まれるものを除き、ひらがなの「など」に統一します。
29	概要版パンフレット（表紙）	資料3の概要版パンフレットについて、「こども・若者のみなさんが主人公です」といったキャッチコピーやメッセージがあった方がよいのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。	ご意見を踏まえ、表紙に「こども・若者の意見を届けよう！こども・若者の意見を受け止めよう！」を加筆します。
30	概要版パンフレット（表紙）	概要版パンフレットの表紙右上の車椅子に乗ったイラストについて、きちんと座っていないように見えます。この姿勢だと、前に体重が掛かって転倒してしまう前の状態に捉えられる可能性があるため、車輪をちゃんと持つなどイラストを検討頂ければと思います。	ご意見を踏まえ、車いすにしっかりと腰をおろし、ひじ掛けをもったイラストに修正します。
31	概要版パンフレット（P.3）	概要版パンフレットの3ページの下部の市のメッセージについて、文章が長いと感じます。こども・若者に読んでもらいたいという趣旨で作成されていると思いますので、読みやすくわかりやすい文章にいただければと思います。	ご意見を踏まえ、表現を修正します。
32	概要版パンフレット（P.5）	概要版パンフレットの5ページ、育ち学ぶ施設の下から2行目に「重要性を理解できるように導き」とありますが、この「導き」という言葉が適切かと思うところがあり、例えば「ともに考え」などという言葉でも良いのではないかと思います。	ご意見を踏まえ、「理解できるように導き」の文言を「わかりやすく伝え」に修正をします。
33	概要版パンフレット（P.5）	概要版パンフレットの5ページ、団体は自治会やコミュニティ組織、NPO法人、ボランティア活動グループなどですが、この団体のイラストのイメージでは少しイメージがしにくいと思います。イラストについてご検討いただければと思います。	ご意見を踏まえ、地域清掃などの活動を行っているイラストに修正します。
34	概要版パンフレット（P.6）	概要版パンフレットの6ページの「意見を聴く窓口をお知らせします」という部分について、「いつでも」という表現がありますので、例えばSNSでいつでも意見を言うことができるといったことを想定されているのでしょうか。	こどもや若者が意見を表明しやすい手法を設けることが重要であると認識しています。SNSも有効な手段の一つとして検討したいと考えています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
35	概要版パンフレット (P. 6)	概要版パンフレットの6ページの「意見を聞く窓口をお知らせします」の説明にて、このまま読むとこども・若者から聴いた情報をみんなに知らせますと受け止められる可能性もあると思いますので、「その情報を」という文言は削除した方がよいと思います。	ご意見を踏まえ、「その情報を」の文言を削除します。
36	その他	意見募集の際には概要版パンフレットを作成されるなど工夫をされていますが、提出いただいた意見への回答を公表する際の工夫などはされる予定でしょうか。 従来のパブリックコメントの回答方法ではなく、意見を提出したこども・若者が報われるような回答方法について工夫をしていただきたいです。	こども・若者の皆さんからいただいた意見につきましては、こども・若者からのご意見として分けて整理し、市の検討結果は、出来る限り分かりやすい言葉や表現で記載したいと考えています。また、別途、リーフレット形式でこども・若者の意見と市の対応をまとめた資料を作成し、学校等に配布する予定です。
37	その他	令和7年4月以降、推進計画や行動計画を作成されるかと思いますが、具体的な内容が決まってから議会へ報告をされるのか、検討段階で報告をいただけるのか、そのあたりを教えてください。	第2期こども・若者未来計画に条例(案)要綱に基づいた施策展開を掲載することとしており、同計画は令和6年度中に策定予定です。計画策定後に市議会へ資料提供いたします。
38	その他	この条例を学校現場の教育としてどのように反映していくのか、お考えがあればご教示ください。	学校現場ではこども基本法が施行された後、こどもの権利学習をすでに実施しています。また、市と教育委員会が学校を訪問して児童生徒と意見交換を実施するなど、今後も市と市教育委員会が連携・協力しながら取り組んでいきたいと考えています。
39	その他	他市では、こども基本法や子どもの権利条約などを包括した条例を策定しているところもありますが、本市は川西市子どもの人権オンブズパーソン条例があり、今回の条例との二本立てという理解でよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例と、こども・若者の意見表明権や参加を保障する本条例が両輪となって、取り組みを進めてまいります。
40	その他	条例策定にあたり、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例との整合性や必要に応じて川西市子どもの人権オンブズパーソン条例を改正するようなことは検討されましたか。	策定にあたっては、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例との整合性についてオンブズパーソン事務局と調整を図ってきました。本条例の制定により、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例を改正する必要はないと認識しています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果
41	その他	条例の内容を理解するうえで、逐条解説のようなものはとても大事になると思いますので、条例を施行する時には、逐条解説をあわせて示していただきたい。	ご意見の逐条解説のような資料が必要であると認識しています。作成した資料は公表したいと考えています。
42	その他	令和7年度の予算では、条例に向けての取り組みや保護者への支援など条例に関するものが計上されるという認識でよろしいでしょうか。	条例(案)要綱に基づいた取り組みを進めていくために必要な予算につきましては、令和7年度の当初予算で計上していきます。
43	その他	この条例(案)要綱に基づいて、さまざまな事業を展開していくためには莫大な予算が必要になるのではないかと考えています。情報提供1つにしても、広報誌やホームページ、掲示板のあり方、市の会議への参加のあり方など、どのように考えておられるのでしょうか。	